

介護職員・介護福祉士が喀痰吸引等を行えるようになるまで  
～認定証（1・2号研修修了者、不特定の者対象）申請等フロー～

介護福祉士

1・2号基本研修又は「医療的ケア」研修を修了

登録研修機関（介護福祉士は登録喀痰吸引等事業者も可）で実地研修を受講する。  
登録研修機関から「実地研修修了証」の交付を受ける。

介護福祉士として喀痰吸引等を行う場合は、  
介護福祉士登録証の変更手続  
★詳細は社会福祉振興・試験センターの  
HPをご確認ください。

喀痰吸引等行為が付記された  
介護福祉士登録証の交付を受ける。

「登録喀痰吸引等事業者」の登録を受けた事業所が必要な届出を行った後、  
介護福祉士登録証に記載されている行為が実施できるようになります。

介護職員

1・2号基本研修を修了

登録研修機関（介護福祉士は登録喀痰吸引等事業者も可）で実地研修を受講する。  
登録研修機関から「実地研修修了証」の交付を受ける。

介護福祉士としてではなく、  
認定特定行為業務従事者として  
喀痰吸引等を行う場合は右記手続へ

宮城県保健福祉部長寿社会政策課施設支援班宛てに  
認定証交付申請書により、交付申請を行う  
★提出資料については、手引きをご確認ください。

県で受理後、1～2週間で認定証を交付します。  
※申請件数により、交付まで時間がかかる場合があります。

「登録特定行為事業者」の登録を受けた事業所が必要な届出を行った後、  
認定証に記載されている行為が実施できるようになります。